

WebARENA
秘密分散ストレージサービス

利 用 規 約

2014.4.1

株式会社 NTTPCコミュニケーションズ

第1章 総則.....	4
第1条 (利用規約の適用)	4
第2条(利用規約の変更)	4
第3条(用語の定義).....	4
第4条(サービスの品目と内容等).....	4
第5条(責任分界点)	4
第6条(サポート範囲)	4
第7条(サービスの利用の制限)	4
第8条(サービスの終了).....	4
第2章 契約	5
第9条(契約の単位).....	5
第10条(最低利用期間)	5
第11条(契約申込)	5
第12条(契約の成立)	5
第13条(契約内容の変更)	5
第14条(契約事項の変更).....	5
第15条(契約者の名称等の変更)	5
第16条(契約者の地位の承継)	6
第17条(権利の譲渡等の制限)	6
第18条(契約者が行う利用契約の解約).....	6
第19条(当社が行う利用契約の解除)	6
第20条(契約終了時の措置)	6
第3章 契約者の義務	6
第21条(利用責任者).....	6
第22条(電子メールによる応答義務).....	6
第23条(契約者の専守条件)	7
第24条(必要情報の提供)	7
第25条(技術基準の維持)	7
第26条(契約者の自己負担)	7
第27条(禁止行為)	7
第4章 提供中止及び提供停止	8
第28条(非常事態時の利用の制限).....	8
第29条(提供中止)	8
第30条(提供停止)	8
第5章 料金等	9
第31条(料金等)	9

第 32 条(料金等の支払い義務)	9
第 33 条(料金の計算方法等)	9
第 34 条(料金等の支払方法)	9
第 35 条(割増金)	9
第 36 条(延滞利息金)	9
第 37 条(割増金等の支払方法)	9
第 38 条(消費税等)	9
第 39 条(端数処理)	9
第 40 条(債権回収の委託)	10
第 6 章 データ・ソフトウェアの取り扱い	10
第 41 条(ソフトウェアの著作権等)	10
第 42 条(データ等の取り扱い)	10
第 43 条(データ等の利用・削除)	10
第 44 条(解約時のソフトウェア等)	10
第 7 章 損害賠償	10
第 45 条(責任の制限)	10
第 46 条(免責)	10
第 8 章 雑則	11
第 47 条(守秘義務)	11
第 48 条(契約者情報保護)	11
第 49 条(第三者への委託)	11
第 50 条(管轄裁判所)	11
第 51 条(準拠法)	11
第 52 条(技術的条件)	11
別紙 1	12

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、秘密分散ストレージサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づき、秘密分散ストレージサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社はこの利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約で用いる用語の定義は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本システム	本サービスの契約において、契約者のデータを保存する当社が管理するストレージシステム。(本システムは、他の契約者との共用になります。)
クライアントソフトウェア	本サービスを利用することを目的として、契約者が所有又は管理する端末設備にインストールする当社が契約者に対して貸し出すソフトウェアであり、本システムに接続するために必要なもの。
クライアント端末	クライアントソフトウェアをインストールした契約者の端末設備。
クライアントID数	本サービスのユーザであることを識別するために、契約者が付与するものです。クライアントIDは、本サービス上に作成したユーザ専用フォルダ、及び共有フォルダの管理も兼ねるもの。(作成したフォルダの数だけクライアントIDが必要となります。)

第4条 (サービスの品目と内容等)

本サービスの種目と品目は、「別紙1」のとおりとします。

2 前項で示した本サービスの提供条件等は、別途、仕様書等に定めるものとします。

第5条 (責任分界点)

本サービスの責任分界点は、別途定める仕様書等に定めるものとします。

第6条 (サポート範囲)

当社が行うサポート範囲は、本サービスを提供するにあたり、当社が契約者に提供する管理ツール及びクライアントソフトウェアの範囲における各種問い合わせとし、契約者端末の環境や設定に関する問い合わせは、当社サポートの範囲外とします。

2 当社は、第21条(利用責任者)にて定める利用責任者からの問い合わせに対してのみサポートを行うものとします。

第7条 (サービスの利用の制限)

当社は、以下の利用制限の内容で、本サービスを提供するものとします。

- (1) 当社は、本サービスの提供に係る設備に余裕がない場合には、契約者に事前に通知した上で、契約者のアクセスを制限する場合があります。但し、緊急やむを得ない事由等がある場合には、事前に当該通知を行わずに当該措置をとる場合があります。
- (2) 本サービスを利用するためにクライアント端末にインストールされているソククライアントソフトウェアの設定が、当社の責に帰すべき事由によらず変更された場合、正常なデータ送受ができない場合があります。
- (3) 契約者のクライアント端末の状態や通信回線の状態によって、データの送受にかかる時間が契約者の想定する許容時間を超えてしまう場合があります。
- (4) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、本システムと接続するために必要となる通信回線の契約に係る手続き、料金を負担するものとします。

第8条 (サービスの終了)

当社は本サービス又は本サービスの一部を終了することがあります。

2 本サービス又は本サービスの一部を終了するときは、当社は当該終了サービスの契約者に対し、その旨を2ヶ月前まで

に告知あるいは通知するものとします。

第2章 契約

第9条(契約の単位)

契約者と当社が締結する利用契約は、一つの基本サービスを、一つの契約単位とします。

2 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

第10条(最低利用期間)

利用契約の最低利用期間は、第12条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から起算して、3ヶ月経過した日までとします。

第11条(契約申込)

本サービスの利用は当社所定の利用申込書を提出することによって申込みものとします。

2 前項の利用申込みについて、契約者確認のための資料の提出を求めることがあります。

3 利用申込書その他当社に提出する資料に個人情報を記載する場合、契約者は当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第12条(契約の成立)

当社が本サービスの利用の申込みを承諾した場合は、利用開始日を当社の定める方法で通知します。利用契約はこの利用開始日に発効します。

2 当社は、次の場合にはサービス利用の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込みをした者が第30条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき

(2) 本サービスの申込みをした者が過去において第30条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき

(3) 契約申込書に虚偽を記載したとき

(4) 過去、当社の提供するサービスにおいて、利用規約違反により、提供停止又は契約解除の措置をうけたことがあるとき

(5) 本サービスの申込みをした者が指定した支払い口座が、収納代行会社又は金融機関等により利用の差し止めが行われているとき

(6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

3 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第13条(契約内容の変更)

契約者が、以下の各号の変更を行う場合は、当社所定の書面により当社に申込みものとします。

(1) 契約容量の変更

(2) クライアントID数の変更

2 前項の申込みを承諾した場合、当社は契約者に対しその旨を通知します。

3 第1項の申込みがあった場合、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込みを承諾しないことがあります。この場合は契約者に対しその旨を通知します。

4 契約者によるサービス内容変更は、当社が変更を承諾し変更後のサービスが利用開始となった日より適用します。

5 第1項第1号、2号の場合、別途変更手数料がかかります。

第14条(契約事項の変更)

契約者が、次の各号の変更を行う場合、当社所定の方式により申請するものとします。

(1) 第21条(利用責任者)に定める利用責任者に関する事項を変更する場合

(2) 料金支払方法を変更する場合

(3) 当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項を変更する場合

2 当社は、前項の申請を承諾した場合、契約者に対し、その旨を変更日と共に通知します。

3 当社は、第1項の申請があった場合、当社の業務遂行上支障がある場合、当社は申請を承諾しない場合があります。

第15条(契約者の名称等の変更)

契約者は、以下の各号に変更があったときは、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

- (1) 商号及び本店所在地
- (2) 代表取締役の氏名

2 当社は前項の届け出があった場合、その事実を証明する書類の提出を求める場合があります。

第 16 条 (契約者の地位の承継)

契約者である法人が合併又は会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後1ヶ月以内に当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 17 条 (権利の譲渡等の制限)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等、利用契約上の権利の一部又は全部を当社の承認なく、第三者に譲渡、貸与、質入等の行為をすることができません。

2 利用契約の譲渡を当社が承諾した場合には、利用契約から生じる契約上の地位および当社に対して負っている一切の債務についても、主たる利用契約で当社が譲渡を承諾した譲受契約者が承継するものとします。

第 18 条 (契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、利用規約を解約するときは、当社に対し契約解除の日の30日前までに契約解除の旨を、当社が定める書面により通知するものとする。この場合、通知があった日から当該通知において契約解約の日とされた日までの期間が30日未満である場合、契約解約の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日に生じるものとします。

2 契約解除日が第10条 (最低利用期間) に定める最低利用期間中の場合には、最低利用期間終了日をもって契約終了日とします。

第 19 条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に挙げる事由があるときは、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は自ら振出若しくは引受手形、又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
- (2) 契約者が民事再生手続き、会社更生手続きの開始、若しくは破産を申し立てられ又は申し立てたとき
- (3) 営業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、若しくはその決議をしたとき、又は資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
- (4) 第 30 条 (提供停止) 第1項に基づき、当社が本サービスの提供を停止した場合であって、停止の日から5日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (5) 第 30 条 (提供停止) 第1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (6) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第 20 条 (契約終了時の措置)

本サービスの契約が終了した場合、契約者は速やかに当社より貸し出されたソフトウェアを当社へ返却、若しくは消去・廃棄するものとします。尚、契約者は、当社が要求した場合には、当社に対し書面をもってその事実を通知するものとします。

2 契約者は、契約終了日までに、本サービスを利用し保存された契約者データを削除するものとします。当社は、当該解除日までに契約者が削除しなかったデータに関して一切の責任を負わないものとします。

第 3 章 契約者の義務

第 21 条 (利用責任者)

サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、あらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号および電子メールアドレスを当社に書面で届け出るものとします。また、当該利用責任者が交代した場合、若しくは連絡先に変更があった場合は、直ちに当社に書面で通知するものとします。

2 当社は、利用者責任者からの通知なく、連絡が取れない場合によって引き起こされる損害に対して、一切の責任を負いません。

3 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたり、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。尚、利用責任者が通知、申請できる内容については、別途定めるものとします。

第 22 条 (電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達するようにし、当社

から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うものとします

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出ることにより、このような電子メールなどの送信を停止させる事ができます。

第 23 条 (契約者の専守条件)

契約者は、本サービスの利用に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変等を行わないこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に頒布・公衆送信・貸与・譲渡・担保設定等、その他の処分を行わないこと
- (4) 商標表示、著作権表示、その他当社及びソフトウェアに関する正当な権限を有する第三者の権利を侵害、制限、妨害し、又は、その恐れがある行為をすること
- (5) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反した場合は、当社又は当社が指定する会社が当該ソフトウェアの修復をするものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

3 本条の規定は、本サービスの契約終了後も効力を有するものとします。

第 24 条 (必要情報の提供)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第 25 条 (技術基準の維持)

契約者は第 52 条 (技術的条件) に定める内容を遵守するものとします。

第 26 条 (契約者の自己負担)

契約者は、当社より本サービス利用において付与される ID、パスワードについて善良なる管理者としての注意義務を負うものとし、契約者以外の者に使用させること、譲渡、貸与、又は担保に供する等の行為をさせてはならないものとします。第三者による不正使用等により契約者に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 前項に定める ID、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、及びその他の理由により、当社、及び第三者に与えた損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 第 1 項に定める ID、パスワードを忘れた場合もしくは盗用された場合は速やかに当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示がある場合は、その指示に従うものとします。

4 当社は、ID 及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

5 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

第 27 条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反、又はそれに類似する行為。
- (2) 当社、或いは第三者を差別、若しくは誹謗中傷し、その名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそれに類似する行為。
- (3) 個人情報、その他第三者に関する情報を偽る行為、また不正な手段を用いて個人情報等の収集、取得する行為、或いはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく、違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
- (5) 当社、或いは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそれに類似する行為。
- (6) 当社、或いは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそれに類似する行為。
- (7) 違法行為、若しくは犯罪行為を行い、又は第三者にそれを教唆若しくは幫助する行為、又はそれに類似する行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそれに類似する行為。
- (10) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、又はそれに類似する行為。
- (11) 第三者の通信に支障を与える方法、或いはその態様において本サービスを利用する行為、又はそれに類似する行為。
- (12) 当社、或いは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社、或いは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法、或いはその態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、又はそれに類似する行為。
- (13) 無断で第三者に広告、宣伝、若しくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信す

る行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、又はそれに類する行為。

- (14) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害する、或いはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用し第三者に提供する行為、又はそれに類する行為。
- (15) 第三者の通信環境を無断で国際電話、或いはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (16) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、又はそれに類する行為。
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、又はそれに類する行為。
- (18) わいせつ、児童買春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、又はそれに類する行為。
- (19) 無限連鎖講(「ねずみ講」)、或いはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
- (20) 本人の明確な同意無く、詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為。
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
- (22) 他人の ID、或いはパスワードを不正に取得し使用する行為、又はそれに類する行為。
- (23) その他、他人の法的利益を侵害し、又は公序良俗に反する方法、或いはその態様において本サービスを利用する行為。

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第 1 項第 16 号および第 17 号については、風営適正化法、又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できた場合、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。但し、その後契約者が、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や、不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 30 条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行う場合があります。

4 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第 30 条(提供停止)に定める措置を行う他に、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求するものとし、契約者はその損害費用等を賠償するものとする。

第 4 章 提供中止及び提供停止

第 28 条(非常事態時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置をとることがあります。

第 29 条(提供中止)

当社は、次の場合には本サービスを中止する場合があります

- (1) 当社の設備の保守上又は工事等やむをえない場合
- (2) 当社の設備の障害等やむをえない場合
- (3) 本サービス提供に必要な設備を提供する他事業者がそのサービス提供を中止することにより、本サービスの提供が困難となったとき。
- (4) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われているとき。
- (4) 第 28 条(非常事態時の利用の制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 当社が本サービスを中止するときは、契約者に対しその旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

第 30 条(提供停止)

契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、本サービス全部又は一部の利用を停止できるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第 3 章(契約者の義務)に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社に損害を与えたとき
- (4) 本サービスの提供設備に支障を及ぼしたとき、若しくは及ぼす恐れがあるとき。
- (5) 本サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損したとき
- (6) その他、契約者として不相当と判断するとき

2 当社は、契約者に通知することなく前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止し、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5章 料金等

第31条(料金等)

本サービスの料金は、別紙1に定める料金表のとおりとします。

第32条(料金等の支払い義務)

契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第30条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 第12条(契約の成立)第3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求する場合があります。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

4 契約者の申請を当社が承諾し、本利用規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第33条(料金の計算方法等)

次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

(1) 利用開始月の料金の額は、初期料金に含まれるものとします。

(2) 契約終了日が月末日以外の場合でも、当該月の料金の額は、1ヶ月分の月額料金とします。

2 第13条(契約内容の変更)第1項第1号、2号の変更をした場合、当該変更月の料金の額は、変更に係る初期料金と当該変更月の月額料金の合計額とします。尚、当該変更月の月額料金の額は変更前のサービスクラスの料金を適用し、当該月翌月から変更後の月額料金を適用します。

第34条(料金等の支払方法)

契約者は、本サービスに係る料金等を申込時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替又は銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払に関する細部条項は、契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項、又は当社が指定する期日、方法によります。尚、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決し、当社は責任を負いません。

第35条(割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うものとします。

第36条(延滞利息金)

契約者が、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息金として当社が指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うものとします。

第37条(割増金等の支払方法)

第35条(割増金)及び第36条(延滞利息金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第38条(消費税等)

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法、及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税、及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税、及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第39条(端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 40 条 (債権回収の委託)

契約者は、本サービスの料金等の当社への債務の支払いを怠った場合に、当社が当該債権の回収業務を「債権管理回収業者に関する特別措置法」により、法務大臣の許可を受けた債権回収代行会社へ委託することを、あらかじめ承諾するものとします。

第 6 章 データ・ソフトウェアの取り扱い

第 41 条 (ソフトウェアの著作権等)

契約者に提供されるソフトウェア、及びその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第 42 条 (データ等の取り扱い)

提供されるソフトウェア等により契約者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する契約者の直接あるいは間接の損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 当社は、本サービス利用契約の終了後、契約者の承諾なしに、本サービスにて保管されている契約者データを削除できるものとします。なお、当該データ削除において発生する直接あるいは間接の損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 43 条 (データ等の利用・削除)

本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約ディレクトリ内のデータをまたは複製、複製することがあります。

2 本条に定める措置による契約者の直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 44 条 (解約時のソフトウェア等)

契約者は前条による場合のほか、何らかの理由により契約が終了した場合には、契約者に提供されるソフトウェア等を速やかに削除若しくは廃棄するものとします。又、これによる契約者の直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。尚、当社が要求した場合は、契約者は当社に対し書面を以て、ソフトウェア等の削除若しくは廃棄を通知するものとします。

第 7 章 損害賠償

第 45 条 (責任の制限)

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスの全部を提供していない状態(本サービスを提供するための係る機能は除きます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して 72 時間以上、本サービスの全部を提供していなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約内容の月額料金を限度として、損害を賠償します。

3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しないものとします。

第 46 条 (免責)

前条(責任の制限)の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。

2 当社は、本サービスの提供によって生じた結果および本サービスにしたがって行った行為の結果について、いかなる理由があろうとも、一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの内容が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

4 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

5 当社は、本サービスの提供に起因して、契約者または第三者が損害を負うことがあっても、結果的損害、付随的損害、

および逸失利益を含め、いかなる理由があろうとも、第 45 条(責任の制限)に規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

6 契約者が本サービスの利用にあたり第三者に損害を与えた場合、当社が、当該第三者に損害の賠償をしたときは、当社は契約者に対し当該賠償について求償することができるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合には、本項を適用しません。

第 8 章 雑則

第 47 条(守秘義務)

契約者、及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 自ら独自に開発した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
- (7) 契約者に対し本契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) 本サービスに起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合

2 本条については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第 48 条(契約者情報保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「契約者情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用します。

2 当社は、契約者情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護します。

3 当社は、契約者情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しません。

第 49 条(第三者への委託)

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

第 50 条(管轄裁判所)

この契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 51 条(準拠法)

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

第 52 条(技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別途仕様書等に定めるとおりとします。

付則

この利用規約は、2014 年 4 月 1 日から実施します。

別紙 1

1. サービス種類と品目

次の種類のサービスを基本サービスとして提供します。

サービス品目	サービスクラス	内容
インターネット接続タイプ	100GB	100GByte のストレージ領域
	200GB	200GByte のストレージ領域
	300GB	300GByte のストレージ領域
	400GB	400GByte のストレージ領域
	500GB	500GByte のストレージ領域
	600GB	600GByte のストレージ領域
	700GB	700GByte のストレージ領域
	800GB	800GByte のストレージ領域
	900GB	900GByte のストレージ領域
	1000GB	1000GByte のストレージ領域
	1000GB 超え	1000GByte を超えたストレージ領域

2. 料金表

料金表には第 38 条に定める消費税、及び地方消費税相当額を含む総額を表示します。料金は、本体価格と消費税の合計金額を表示しておりますが、消費税の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。

2-1: 基本サービス料金

サービス品目	サービスクラス	初期料金	月額料金
インターネット接続タイプ	100GB	50,000 円 (税込 54,000 円)	23,000 円 (税込 24,840 円)
	200GB		46,000 円 (税込 49,680 円)
	300GB		69,000 円 (税込 74,520 円)
	400GB		72,000 円 (税込 77,760 円)
	500GB		90,000 円 (税込 97,200 円)
	600GB		108,000 円 (税込 116,640 円)
	700GB		119,000 円 (税込 128,520 円)
	800GB		136,000 円 (税込 146,880 円)
	900GB		148,500 円 (税込 160,380 円)
	1000GB		150,000 円 (税込 162,000 円)
	1000GB 超え	個別見積	個別見積

※月額料金には、クライアント ID 数 (10ID) が含まれています。

2-2: サービス変更手数料

品目	請求単位	初期料金	月額料金
サービスクラス変更手数料	申請毎	50,000 円 (税込 54,000 円)	-
クライアント ID 数利用料	10ID 毎	6,000 円 (税込 6,480 円)	2,000 円 (税込 2,160 円)